

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

8月8日～9月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	8月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	8月25日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	8月10日(月)・26日(水)、9月2日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	8月15日(土)、9月1日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	8月21日(金) 13:30～15:30	市役所(市民公益活動支援コーナー)	
	9月5日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	8月15日(土)、9月5日(土) 9:00～12:00	市役所1階相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
緑のなんでも相談	9月7日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください。
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	8月17日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれの

■一回限りの購入のつもりが、いつの間にか定期購入になっていた通信販売

新聞の折り込み広告を見て健康食品(サプリメント)のサンプルを電話で注文した。後日、業者から電話があり、サンプルの感想を聞かれ、購入を勧められた。体の調子もよかったので契約することにした。さらに業者から会員になると安く購入することができると言われていたので、会費が無料だったこともあり会員になることにした。商品を受け取って料金を支払った後も定期的に健康食品が送られてくるようになった。1回限りの購入だと思って申し込んだので、注文していない健康食品が届いたことを業者に連絡したところ、定期購入であることがわかった。すでに届いている分の代金を支払わなければ解約できないと業者は言うが、定期購入を申し込んだ覚えはない、との相談がありました。

センターで商品と一緒に届いた契約書を確認したところ、毎月1回届く定期購入であることが記載されていました。定期購入することで、大幅に値引きされることが多く、業者も「値引き」を強調して説明していることもあり、定期購入を理解しないまま契約してしまったようです。

今回の相談のような通信販売は、訪問販売や電話勧誘販売とは異なり、クーリングオフ制度はありません。ただ、返品する場合の条件の表示は義務づけられていますので、購入を検討する前に確認しておくことが大切です。もし、返品に関する表示がなかった場合は、受け取った日から8日間は解約、返品することができます。

インターネット通販、テレビ・カタログショッピングなど、手軽に利用できる通信販売の利用は年々増加しています。しかし、実際に手にとって確認できないことから、様々なトラブルもあります。利用するときは慎重に検討することが大切です。

お困りのときは北本市消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529)
※電話でのご相談も受け付けます)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.37

「北本市セーフコミュニティ全体会議」を開催しました

7月10日、文化センターで「北本市セーフコミュニティ全体会議」を開催しました。この会議は、推進協議会、外傷サーベイランス委員会、各対策委員会の委員が参加し、これまでの約3年間の活動を振り返り、今後の活動につなげるために実施しました。

会議冒頭では、推進協議会の会長である北本市長が、先月の定例記者会見において発言した、セーフコミュニティの再認証を目指さないことに至った経緯について報告しました。市長は再認証を目指さない理由として、セーフコミュニティ本来の目的である市民の安心・安全に直接的に関係のない経費等を見直すためであると説明しました。具体的には、セーフコミュニティ国際会議に出席するための旅費等の予算は執行しないこととしており、今後も、安心・安全に直接的に関係のない経費は見直す方針を示しました。

一方で、セーフコミュニティの特徴である協働の仕組み、データに基づいた取組みの実践と成果を検証する仕組みについては、市民の安心・安全

への有効な手段として、今後も活動を進め、これまでどおり市民と協力しながら推進協議会、外傷サーベイランス委員会、対策委員会の活動は継続していくことを説明しました。

市長からの説明の後、それぞれの会議体ごとにこれまでの活動について報告がありました。どの対策委員会の報告もこれまでの活動がコンパクトにまとめられ、短い持ち時間の中で工夫されて、より分かりやすく、伝わりやすい内容でした。また、これまでの活動の報告だけではなく、より多くの市民の皆さんが安心して安全に暮らせるまちの実現に向け、今後の活動の方向性についても報告しました。



☎協働推進課協働推進・セーフコミュニティ担当(☎594-5571)

北本あんぜん情報 第79号

子どもの安全を見守るために

子どもたちが楽しみにしている夏休み、犯罪に巻き込まれたりしては台無しです。不審者は子どもが一人になる機会を狙っています。

- 屋外では、子どもを一人で遊ばせない。
 - 危険な場所には立ち入らない。
 - 防犯ブザーを持たせる。
 - 誰とどこで何時まで遊ぶのかを把握する。
- など、家庭で子どもとしっかり話をしておきましょう。

振り込め詐欺防止にご協力を

～振り込め詐欺予兆電話メール配信のお知らせ～

振り込め詐欺は後を絶たず、その手段・方法も悪質・巧妙化しています。また、最近の手口は、現金を直接手渡し手渡し詐欺と市役所職員を騙った還付金詐欺が横行しています。

- 携帯の番号が変わった
⇒元の電話番号に確認する。
- 医療費の還付金がATMで受け取れる
⇒詐欺です。

○代わりの者が取りに行くから〇〇で待ち合わせ
⇒本人以外に渡さない。

○警察官、銀行協会職員が通帳やキャッシュカードを預かる
⇒絶対にありません。

【一人でも在宅中の時には、留守番電話の設定をする】
【困った時こそ家族の絆～合言葉を決めておく・相談する】

平成27年1月から5月までの間で振り込め詐欺は市内で4件発生しています。そこで、市では、埼玉県警と協力し、警察で把握した予兆電話をe防メールで即時配信するサービスを行っています。e防メールへの登録をしていただくとともに、犯人への監視の目を強め、家族や高齢者宅などの情報共有をお願いします。

☎くらし安全課交通・防犯担当(☎594-5522)

防犯情報配信中
e防メールサービスをご利用ください。
ebouhan@soho-salon.com

